

2025.8.15

## のぼりの設置基準について(改定)

(株)エルハウジング  
法人営業部

### ○設置条件

- ① ポータルサイトに掲載頂いた会社様に限ります。
- ② 分譲地ごとに弊社の許可が必要となります。
- ③ 担当者の連絡先（携帯電話）をお知らせください。
- ④ 設置物は「のぼり」のみとし、「A型看板」はご遠慮ください。

### ○設置場所

完成物件の場合は、ガレージ部分にお願いします。（玄関ポーチ・側溝への設置は不可）  
未完成物件の場合は、万が一「のぼり」が倒れても、道路や隣地にはみ出ないように、高さの分を控えて設置ください。

### ○のぼりの規格

- ① サイズは幅1M×高さ2Mまで。
- ② 社名と電話番号が記載されているもの。
- ③ 注水式スタンドのみとします。コンクリート製のスタンドはご遠慮願います。

### ○その他の注意事項

- ① 1区画の分譲地は2社様までとし、1社様（上限3本）とします。
- ② 複数区画の分譲地の場合は、1区画につき1社様（上限3本）とします。  
他社様が他の区画に設置される場合がありますので、予めご了承ください。
- ③ 台風などの強風が予測される場合や4日以上連続で休暇をとられる場合には、のぼりの撤去をお願いします。万が一、のぼりの転倒により弊社の建物などに損害が生じた際には、その費用を請求させていただきます。1週間程度であれば、完成物件の敷地（建物と境界ブロックの間）において頂いて構いませんが、それ以上の放置はご遠慮ください。
- ④ オープンハウスをされる時間に限り、他社様の「のぼり」を一時的に外して頂いても構いませんが、終了後には元の通りに設置頂けますよう、よろしくをお願いします。
- ⑤ 設置物件が成約になりましたら、弊社よりご連絡しますので、3日以内に撤去をお願いします。
- ⑥ 上記のルールが守られない場合は、弊社にて処分させて頂く場合がございます。その際の損害賠償請求には応じかねますので、予めご了承ください。

以 上